

軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する診断書

介護保険被保険者	ふりがな	
	氏 名	男・女 大・昭 年 月 日生（ 歳）
	住 所	〒 ー

上記の介護保険被保険者に対する福祉用具貸与の例外給付に関する所見は、以下のとおりです。

年 月 日

医 師 氏 名	
医 療 機 関 名	
医療機関所在地	
電 話 番 号	

1. 利用が必要な福祉用具（該当する□にチェックを入れてください。）

☐	車いす（付属品含む）	☐	認知症老人徘徊感知器
☐	特殊寝台（付属品含む）	☐	移動用リフト（釣り具の部分を除く。）
☐	床ずれ防止用具	☐	自動排泄処理装置 （尿のみを自動吸引するものは除く。）
☐	体位変換器		

2. 状態要件（いずれかの□にチェックを入れてください）

☐	i	状態が変化しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第 23 号告示第 21 号のイに該当する。
☐	ii	状態が急速に悪化し、短期間のうちに第 23 号告示第 21 号のイに該当することが確実に見込まれる。
☐	iii	身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第 23 号告示第 21 号のイに該当すると判断できる。

3. 「2. 状態要件」で選択した項目の根拠となる具体的な状況及び所見

疾病名：

（裏面もご確認ください）

※本診断書様式は、軽度者について福祉用具貸与の必要性が、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 12 年老企第 36 号。以下「留意事項通知」という。）第二の 9 の(2)の①のウに定める手続によって適切に判断されたことについて、保険者に確認を依頼するために必要なものです。（根拠資料として確認依頼書に添付されることが想定されます）

確認においては、「具体的な疾病等により、事例類型 i ～ iii のいずれかに該当し、かつ、第 23 号告示第 21 号のイ（第 23 号告示第 52 号において準用する第 21 号のイ）の状態であるから、車いす等の福祉用具が必要である。」と申請者（担当ケアマネジャー等）が具体的な理由を示す必要があることから、すべての項目に必ずご記入くださいますようお願いいたします。

具体的な事例については【別紙 1】福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）、第 23 号告示第 21 号のイ（第 23 号告示第 52 号において準用する第 21 号のイ）については、【別紙 2】をご覧ください。

【別紙 1】

福祉用具が必要となる主な事例内容（概略）

事例類型	必要となる福祉用具	事例内容（概略）
i 状態の変化 （状態が変化しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に第23号告示第21号のイに該当する。）	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動リフト	パーキンソン病で、内服加療中に急激な症状・症候の軽快・憎悪を起こす現象（ON・OFF現象）が頻繁に起き、日によって、告示※で定める福祉用具が必要な状態になる。
	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動リフト	重度の関節リウマチで、関節のこわばりが朝方に強くなり、時間帯によって告示※で定める福祉用具が必要な状態となる。
ii 急性憎悪 （状態が急速に悪化し、短期間のうちに第23号告示第21号のイに該当することが確実に見込まれる。）	・特殊寝台 ・床ずれ防止用具 ・体位変換器 ・移動リフト	末期がんで、認定調査時は何とか自立していても、急激に状態が悪化し、短期間で告示※で定める福祉用具が必要な状態になる。
iii 医師禁忌 （身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から第23号告示第21号のイに該当すると判断できる。）	・特殊寝台	重度の喘息発作で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、呼吸不全の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	重度の心疾患で、特殊寝台の利用により、急激な動きをとらないようにし、心不全発作の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・特殊寝台	重度の逆流性食道炎（嚥下障害）で、特殊寝台の利用により、一定の角度に上体を起こすことで、誤嚥性肺炎の危険性を回避する必要がある。特殊寝台の必要性を医師からも指示されている。
	・床ずれ防止用具 ・体位変換器	脊髄損傷による下半身麻痺で、床ずれ発生リスクが高く、床ずれ防止用具の利用により、床ずれの危険性を回避する必要がある。床ずれ防止用具の必要性を医師からも指示されている。
	・移動用リフト	人工股関節の術後で、移動用リフトにより、立ち座りの際の脱臼の危険性を回避する必要がある。移動用リフトの必要性を医師からも指示されている。

※ 第23号告示第21号のイ（第23号告示第52号において準用する第21号のイ）

（出典：H19.3.14 厚生労働省「地域包括支援センター・介護予防事業者担当者会議」資料10）

●事例内容で示した疾病名については、福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当する可能性があるものを例示したものにとずぎず、例示されていない疾病名であっても給付の対象になることがある。反対に、例示されている疾病名であっても、必ずしも福祉用具貸与の例外給付の対象とすべき状態像に該当するとは限らない。

【別紙 2】

福祉用具の種目	第 23 号告示第 21 号のイ （第 23 号告示第 52 号において準用する第 21 号のイ）
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 （一）日常的に<u>歩行が困難</u>な者 （二）<u>日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者</u>
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれか該当する者 （一）日常的に<u>起き上がりが困難</u>な者 （二）日常的に<u>寝返りが困難</u>な者
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に<u>寝返りが困難</u>な者
エ 認知症高齢者 徘徊感知器	次の<u>いずれにも該当</u>する者 （一）<u>意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者</u> （二）<u>移動において全介助を必要としない者</u>
オ 移動用リフト （つり具の部分を 除く）	次のいずれかに該当する者 （一）日常的に<u>立ち上がりが困難</u>な者 （二）<u>移乗が一部介助又は全介助を必要とする者</u> （三）<u>生活環境において段差の解消が必要と認められる者</u>